

日本労働年鑑 第55集 1985年版  
The Labour Year Book of Japan 1985

第三部 労働政策

IV 社会保障

5 生活扶助基準改定方式の転換

八三年一二月二三日の中央社会福祉審議会の意見書にもとづいて、厚生省は、八四年度の生活保護制度の予算で、(1)生活扶助基準二・九%引き上げ、(2)少人数世帯の処遇充実、(3)生活扶助基準の男女差縮小、(4)生活保護適正化対策の推進を図ることにした。

生活扶助基準の改定方式は、六五年から八三年までは格差縮小方式(一般世帯と生活保護世帯の消費支出の格差を縮める)をとってきたが、「現行水準は一般国民の消費実態との均衡上、ほぼ妥当な水準に達している」という前提でこの方式を改め、一般国民の消費水準の動向に対応してその引き上げを図る方式に転換した。その結果が、標準四人世帯について二・九%の引き上げということである。生活保護世帯の消費支出は、六五年度一般世帯の五〇・二%であったのが、一六年たった八二年にやっと五九・四%になった。もうこれで十分だということである。

厚生省は、今回の改定によって、単身世帯は四・一%、二人世帯三・二%、三人世帯は三・〇%引き上げる一方、五人以上の多人数世帯の引き上げ幅は二・九%以下にとどめた。また、第一類の男女格差については男一〇〇にたいし、女九六に縮小したと説明している。さらに、老齢・母子・障害者加算についても意見書にもとづき、従来の方式を改め、加算対象経費に対応する物価上昇率によって改定するとともに、医療機関や社会福祉施設に入院・入所するものの加算額を据え置くことによって、在宅者と入院・入所者とのあいだに加算額の格差をつけた。

生活保護適正化に関して厚生省は、八三年一二月に都道府県および指定都市主管部局長あてに「生活保護制度の適正な運営について」を通知するとともに、八四年度の生活保護制度の実施にあたっては、(1)資産・収入の的確な把握、(2)扶養義務者の扶養能力調査、(3)稼働年齢層にたいする就労の指導および援助をいっそう強化するよう指示している。前者は不正受給防止対策の確立・強化、不正受給にたいする厳正な対処が主眼になっている。このほか、医療扶助に関しても、長期入院患者・長期外来患者の的確な把握と指導の徹底、レセプト審査の強化を指示している。この「適正化」が推進されると、国民への国家統制が強められ、生活保護制度は戦前のように、ごく限定された人たちへの「お恵み」的な制度に引き戻される心配がある。

「格差縮小方式」との決別は、「生活保護基準はすでに妥当な水準に到達している」ことが前提になっているだけに、賃金や年金、福祉施設措置費などの所得保障水準、課税最低限などのほか、就労援助など低所得者への給付、各種負担の減免や一部負担金を徴収する諸制度の適用基準を決める重要な指標になっているので、その及ぼす影響は大きい。地方自治体独自の給付を廃止する理由に利用される心配もある。

【参考資料】(1)一九八三年版『厚生白書』、(2)『週刊社会保障』、(3)中央社会保障推進協議会『社会

保障』、(4)労働者福祉中央協議会『労福協会報』、(5)『朝日新聞』、『日本経済新聞』

日本労働年鑑 第55集 1985年版

発行 1984年12月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月21日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1985年版(第55集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---